

山本博士
還曆祝賀

記念論文集

京都帝國大學經濟學會

昭和九年一月一日發行

經濟論叢

第三十八卷第一號

(通卷第二百二十三號。禁轉載)

奉
呈

山本美越乃先生

執筆者一同

目次

尙書の虞夏書に見はれたる經濟思想	法學博士 田島 錦治 一
酒の專賣に就きて	法學博士 神戸 正雄 四
マールクスの認識論原理	文學博士 米田庄太郎 四
植民の世界史的意義	文學博士 高田 保馬 五
農業生産に於ける水平的分化と垂直的分化	經濟學士 八木芳之助 八
我國工業に於ける小企業の殘存に關する一研究	經濟學士 大塚 一朗 一七
資本蓄積率の差異と固定資本	經濟學士 柴田 敬 二五
中央銀行兌換準備檢討	經濟學士 松岡 孝兒 二六
貨幣需要と貨幣の流通速度	經濟學士 中谷 實 二六
植民地時代米國の土地保有制度	經濟學士 堀江 保藏 二九
米國の對玖馬投資とその影響	經濟學士 長田 三郎 二七

免稅點以下の小額所得者

經濟學博士 汐見 三郎 二四〇

經營學の基礎概念たる資本、企業及經營

經濟學博士 小島昌太郎 二六〇

世界科學に就て

經濟學博士 作田 莊一 二七六

漁村更生策に於ける問題

經濟學士 嵯川 虎三 二九五

人口粗密の原因觀

法學博士 財部 靜治 三三五

徳川時代における植民的思想

經濟學博士 本庄榮治郎 三三九

ヘーゲル市民社會論と經濟學

經濟學博士 石川 興二 三四九

恐慌と蓄積と植民

經濟學博士 谷口 吉彦 三五九

北海道練漁業に現存の漁場貸借關係

經濟學士 岡本 清造 三六四

我國に於ける植民政策學の發達

經濟學士 金持 一郎 四七

クレルウキアに就いて

農學士 若木 禮 四〇〇

山本美越乃博士年譜及著書論文目錄

經濟學士 高木 眞助 四七七

免稅點以下の小額所得者

沙 見 三 郎

第一 所得稅の免稅點の變動

各國の所得稅法は個人所得の一定金額に免稅點を設け、最低生活費に課稅しない事としてゐる。試みに昭和七年十二月調の數字として發表せられてゐる所を見るに、日本、英國、北米合衆國、獨逸、佛蘭西、伊太利の所得稅の課稅最低限として次の數字が示されてゐる。但し邦貨換算率は一磅を十圓、一弗を二圓、一麻を五十錢、一法を八錢、一利を十錢と云ふ割合に定めただのである。

日本	第三種所得稅	1,200圓
英國	普通所得稅	獨身者 1,000圓
		夫婦同居者 1,500圓
	附加所得稅	20,000圓
北米合衆國	普通所得稅	獨身者 2,000圓
		家長(家族同居) 5,000圓
		夫婦同居者 5,000圓
	附加所得稅	12,000圓
獨逸	課稅最低限は650圓であるが次の割合により免稅點を引上げる	
	(1) 妻に付	50圓
	(2) 第一兒に付	50圓
	(3) 第二兒に付	90圓
	(4) 第三兒に付	180圓
	(5) 第四兒に付	270圓
	(6) 第五兒以上の一人に付	360圓
佛蘭西	綜合所得稅	800圓
	分類所得稅	農業所得稅 200圓
		給料所得稅 800圓
		非商業的所得稅 800圓
伊太利	動產所得稅	B種 200圓
		C種 200圓
		D種 200圓
	補完所得稅	600圓

我國に於ては、所得税の他に、個人の營業收益税（免稅點は純收益四百圓）と自作農の地租（免稅點は土地賃賃價格二百圓）とにつき課税最低限を定めてゐるが、これは例外的事實に屬するのである。免稅點は原則として人税たる所得税の問題であつて、物税たる收益税には例外的に存在するに過ぎない。

我國の所得税の免稅點は、明治二十年に三百圓と定められ、大正二年に四百圓となり、大正七年に五百圓に、大正九年に八百圓に、大正十五年に千二百圓に引上げられて今日に及んでゐる。然しこれは所得税法の改正により免稅點が形式的に變動したる場合を擧げたるに止まり、實質的には所を異にし時を経るに従ひ免稅點が常に變動してゐるのである。蓋し一定の所得金額と雖も各地方の生活程度の高低に伴ひ其の購買力を異にし、更に物價の騰落により其の購買力を變じてゐるのである。即ち千二百圓の免稅點も生活程度の高き大都會に於ては比較的に低く、實物經濟が行はれ生活程度の低き寒村に於ては比較的に高く考へられる。又免稅點を千二百圓に定めても物價が二倍に騰貴せば免稅點を六百圓に下げたに等しく、物價が半分に下落せば免稅點を二千四百圓に上げたのと同じ事となる。かくして所得税の免稅點なるものは、形式的には法律の改正により變動するのであるが、實質的に考へると場所により異り時により變つてゐるのである。

第二 中小都會に於ける小額所得者

我が現行所得稅法は免稅點を千二百圓に定めてゐるが、免稅點の計算に先立つて勤勞所得輕課扶養家族控除、生命保險料控除の制度の行はれてゐる事を注意せねばならぬ。其の結果として月收百五十圓の俸給生活者でも十八歳未滿の子供二人あり生命保險料を年額五十圓を支拂つてゐると、其人の所得が最低生活費以下なりとして所得稅を免除せられるのである。かくして昭和六年度に第三種所得稅を收めてゐる戸數は全國に於て總戸數の四・五パーセントとなり、道府縣別に見れば次の數字を示してゐるのである。

道府縣名	全戸數 (昭和六年 末現在)	第三種所得稅納戶數	第三種所得稅納戶割合(%)
東	1,227,864	114,429	9.3
神	329,981	19,093	5.8
奈	265,128	7,482	2.8
埼	280,427	7,893	2.8
千	121,009	3,078	2.5
山	204,772	6,332	3.1
栃	279,064	6,281	2.3
茨	213,057	6,672	3.1
群	784,547	59,598	7.5
大	327,669	24,815	7.6
京	569,177	40,961	7.2
兵	118,358	4,123	3.5
奈	174,018	4,677	2.7
和	144,453	4,347	3.0
滋	127,926	3,746	2.9
福	151,948	5,063	3.3
石	151,774	5,400	3.6
富	149,453	3,340	2.2
香	134,207	2,427	1.8
德	152,648	3,425	2.2
高	499,901	22,929	4.6
北	186,873	5,937	3.2
道	161,496	3,509	2.2
城	260,861	5,568	2.1
手	164,908	3,765	2.3
島	148,022	3,173	2.1
田	175,241	4,624	2.6
森	544,118	24,960	4.6
形	321,909	11,611	3.6
知	226,725	6,828	3.0
岡	229,841	6,273	2.7
重	321,195	8,100	2.5
阜	338,021	9,234	2.7
野	357,388	15,694	4.4
瀧	244,654	9,824	4.0
島	269,594	10,005	3.7
口	90,688	2,864	3.2
山	154,824	4,365	2.8
取	225,488	7,616	3.3
根	248,111	10,572	4.3
媛	482,880	27,071	5.6
本	184,089	6,754	3.7
岡	225,673	9,069	4.0
分	125,612	3,390	2.7
崎	359,760	6,720	2.2
賀	137,940	3,911	2.8
島	122,268	907	0.7
崎			
繩			
計	12,665,560	569,045	4.5

六大都市の所在地たる六府縣と北海道と福岡縣との八地方だけは全國の平均割合を超えてゐる

が、他の三十九縣は平均割合に達してゐない。かくして全國戶數の九割五分五厘は、小額所得者として——嚴密に云へば他の原因も加はつてゐるが——所得稅統計から洩れてゐるのである。従つて小額所得者の研究をするには、勢ひ所得稅統計以外の資料によらねばならぬ。而して戶數割統計が此の缺陷を補ふ有力なる資料である。

戶數割は歴史的に之を見れば幾變遷してゐるのであるが、今日の戶數割は——少くとも條文の上だけでも——現行の國稅所得稅以上に所得稅たる特質を有してゐるのである。即ち大正十五年の「地方稅ニ關スル法律」第二十二條により「市町村ハ本法ニ依リ戶數割ヲ賦課スルコトヲ得」と定め、更に第二十三條が「戶數割ハ一戶ヲ構フル者ニ之ヲ賦課ス、戶數割ハ一戶ヲ構エサルモ、獨立ノ生計ヲ營ム者ニ之ヲ賦課スルコトヲ得」としてゐる。而して戶數割の課稅標準は租稅主體の資力であつて、其の所得額（八割以上）と資産の狀況（三割以下）とにより算定するのである。故に戶數割の統計を精確に研究すれば、免稅點以下の小額所得者の狀況をも明かにする事が出来るのである。然し戶數割は國稅所得稅と異り累進階段を設けてゐないから、戶數割に關し内務省が地方財政概要に發表した數字では小額所得者の事情が一向明かとなつて來ない。其結果、我等は特に問題を熊本市の戶數割に限定し、熊本市のみにつき小額所得者の事情を研究したのであつた。1) 今般、當局の大なる好意に基き、戶數割を賦課せる七十一市につき所得金額別人員調を行ふ事が出来た。所得金額の大小により「四百圓以上五百圓未満」「五百圓以上六百圓未満」「六百圓以上七百圓

1) 國民所得の分配、第五章戶數割による國民所得の分配の測定。

未滿」「七百圓以上八百圓未滿」「八百圓以上九百圓未滿」「九百圓以上千圓未滿」「千圓以上千二百圓未滿」「千二百圓以上千四百圓未滿」の八階段を分ち、各所得階段に屬する人員數を昭和五年度につき調査したのである。此等の所得階段別人員調の外に「總戶數」と「四百圓以上千二百圓未滿の所得を有する人が總戶數に占むる割合」とを算定して、次の表を得る事が出來た。

道府縣	市	總戶數	圓未滿の戶數が總								戶數に占むる%	
			千二百圓以上千二百圓未滿	千圓以上千二百圓未滿	九百圓以上千圓未滿	八百圓以上九百圓未滿	七百圓以上八百圓未滿	六百圓以上七百圓未滿	五百圓以上六百圓未滿	四百圓以上五百圓未滿		
北海道	札幌小旭劔	幌館	30,996	451	454	442	411	661	1,031	1,498	1,786	21.7
		樽川	36,921	350	407	260	573	723	897	1,332	2,081	17.9
		旭劔	26,781	429	371	293	365	587	931	1,248	1,713	22.1
		八雲	14,791	191	149	149	254	288	439	707	887	20.7
青森	弘前	八戸	8,816	142	236	280	497	546	1,518	719	1,553	62.1
		青森	7,464	67	68	68	80	124	166	240	323	15.2
		八戸	13,671	277	152	129	137	197	286	464	540	15.9
岩手	盛岡	八戸	8,871	—	48	45	57	75	93	116	184	6.9
		盛岡	11,021	110	139	131	153	199	401	503	593	20.2
秋田	秋田	9,526	96	157	104	200	263	363	628	601	25.3	
山形	山形	形澤	10,816	55	103	108	111	138	209	322	389	13.2
		水鶴	7,870	67	79	91	117	155	274	379	513	21.2
		鶴岡	6,343	44	44	59	64	109	165	215	317	16.0
福島	若松郡	松島	7,855	208	132	174	294	170	359	517	1,151	38.2
		郡山	8,131	172	283	284	422	530	570	572	803	44.7
茨城	水戸	水戸	9,177	97	105	101	158	186	289	473	633	22.2
		水戸	10,039	79	69	105	149	244	449	653	1,001	27.3
栃木	宇都宮	宇都宮	16,599	194	233	498	784	1,006	1,494	1,406	2,819	50.8
		足利	7,876	57	121	92	171	189	282	324	520	22.2
群馬	桐生	10,287	27	31	49	78	117	215	320	435	12.3	
埼玉	川越	6,507	47	74	82	97	145	192	265	414	20.2	
新潟	新潟	新潟	24,387	326	399	454	737	1,068	1,409	1,770	1,481	31.3
		高田	10,654	250	310	379	578	813	1,139	1,339	1,728	61.3
		高田	5,672	21	32	37	48	112	159	244	409	18.7
山梨	甲府	16,586	198	157	160	285	365	487	661	978	19.8	
長野	長野	長野	14,599	115	159	149	227	320	442	671	799	19.7
		松本	13,909	98	135	126	183	229	335	507	697	16.5
		上田	7,706	63	93	110	151	228	329	457	687	27.4
岐阜	岐阜	岐阜	18,996	576	337	491	661	964	1,289	1,445	30.3	
		津島	7,895	412	262	281	432	582	972	1,013	50.0	
静岡	静岡	静岡	26,294	356	386	286	384	652	722	1,404	1,935	23.2
		沼津	7,621	58	106	112	161	246	311	481	641	27.7
		清水	10,082	109	214	248	285	422	546	670	874	33.4
三重	津市	津市	11,257	98	125	129	142	205	291	441	637	19.2
		日土	10,230	107	126	129	175	228	292	480	642	21.3
		宇治山	10,109	77	84	94	118	199	263	382	492	16.9

免稅點以下の小額所得者

道府縣	市	總戶數	千百圓未滿以上千二百圓	千圓未滿以上千百圓	九百圓未滿以上千圓	八百圓未滿以上九百圓	七百圓未滿以上八百圓	六百圓未滿以上七百圓	五百圓未滿以上六百圓	四百圓未滿以上五百圓	戶數に占むる% 圓未滿の戶數が總 四百圓以上千二百圓
滋賀	大津	7,802	123	148	175	198	235	418	532	650	31.7
大阪	岸和田	7,420	41	53	50	76	98	151	217	299	13.2
奈良	奈良	9,895	163	173	207	278	369	546	706	820	32.9
鳥取	鳥取	7,582	101	112	73	136	223	296	450	617	26.7
		6,912	130	130	232	314	416	150	672	1,084	45.2
島根	松江	9,630	59	81	108	151	238	326	460	431	19.2
岡山	津山	6,990	51	68	73	87	148	180	276	362	17.8
		尾道	6,307	63	82	54	85	128	184	264	417
廣島	福山	39,168	635	692	600	892	1,212	1,965	3,055	3,346	31.6
		8,092	80	102	86	108	154	197	282	370	17.0
山口	關部	19,586	185	253	242	367	576	886	1,252	1,968	29.2
		9,135	69	80	83	119	176	237	340	465	17.1
香川	丸龜	6,206	42	52	47	97	158	255	338	321	21.1
		6,309	55	41	49	96	123	202	261	365	18.8
愛媛	宇和島	17,290	183	186	192	202	324	394	670	834	17.2
		8,573	36	33	128	114	184	284	385	604	20.6
		9,434	309	309	209	250	357	351	573	380	28.8
高知	高知	21,373	264	341	489	624	821	1,355	1,241	2,761	36.9
		41,192	522	601	566	695	872	1,264	1,793	1,979	20.1
		14,757	179	269	213	294	345	523	703	925	23.4
		23,720	303	374	393	456	689	923	1,466	1,475	25.6
		17,950	192	356	373	281	505	822	1,045	1,182	26.4
		19,692	155	176	174	209	228	381	542	785	13.4
		7,770	156	217	233	358	378	405	925	1,052	47.7
10,787	153	162	172	230	291	452	735	753	27.3		
佐賀	佐賀	8,379	94	115	115	124	196	273	349	417	20.0
長崎	佐世保	23,573	367	283	393	473	567	920	1,335	1,786	25.9
熊本	熊本	31,381	414	460	433	579	851	1,273	1,747	1,867	24.3
大分	大分	10,116	88	107	121	151	240	391	561	642	22.7
		9,330	86	118	135	212	262	412	721	995	31.6
		5,640	72	126	140	173	265	323	480	651	39.5
宮崎	宮崎	10,349	226	313	417	408	559	691	782	922	41.7
		6,864	62	81	143	175	239	339	489	806	34.0
沖繩	那覇	12,781	45	47	46	66	87	146	179	289	7.0
		4,404	4	7	7	10	11	20	29	31	2.7
合計		932,794	10,743	13,517	13,729	19,506	25,357	36,834	50,524	66,365	25.2

本表によつて、同じく市と云つても、市民の所得の構成には種々の組み合わせのある事を知るのである。假りに千百圓以上千二百圓未満の所得階段をとつて考へて見るのに、八戸市の零を最低とし、首里市の四人、高田市の二十一人、桐生市の二十七人、今治市の三十六人、岸和田市の四十一人、山口市の四十二人、鶴岡市の四十四人、那覇市の四十五人、川越市の四十七人……と漸次増加し、門司市(三百二人)、宇和島市(三百九人)、新潟市(三百二十六人)、函館市(三百五十人)、静岡市(三百五十六人)、佐世保市(三百六十七人)、熊本市(四百十四人)、小樽市(四百二十九人)、札幌市(四百五十一人)、福岡市(五百二十二)をへて吳市(六百三十五)の最高に達してゐる。同じく市制をしいてゐる市であるのに拘らず市民の所得にかゝる差異の存する事は注目に値するのである。従來は所得分配の金字塔と云へば、直ちに所得税統計による高額所得者間の分配のみを問題としてゐたのであるが、戸數割統計に基き小額所得者の階段に掘り下げて研究して見ると所得分配の金字塔も趣の變つたものが現出して來るのである。

かくの如く戸數割を賦課する市に於ける戸數割統計は小額所得者の事情を研究するに必要な資料であるが、次の三つの缺陷を有する事を免れ得ないのである。

第一は、戸數割は立法者の豫期通りに好都合には實施せられてゐない事である。蓋し所得を計算する技術の方面に於ては市町村當局は稅務署に及ばないからである。従つて市町村稅なる戸數割の所得の調査は國稅たる所得稅の所得の調査ほどには行届いてゐないのである。

第二は、町村の戸數割に關する統計が本調査に含まれてゐない事である。昭和六年度に於ては七十三市と一萬千五百三十一町村とに戸數割が行はれ、其の市の數は全國の六割七分、其の町村の數は全國の九割八分に及び寧ろ戸數割は町村に重心を置いてゐるのである。然るに戸數割の重要なべき町村に於ては斯の如き精密なる調査が未だ行はれず、従つて町村の小額所得者の事情は本調査より全く除外せられてゐるのである。

第三に、東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横濱の六大都市を始め、室蘭、仙臺、前橋、高崎、千葉、八王寺、横須賀、川崎、富山、高岡、福井、濱松、豊橋、岡崎、一宮、瀬戸、堺、姫路、尼崎、明石、西宮、和歌山、岡山、倉敷、廣島、徳島、若松、八幡、長崎、鹿児島を加へたる三十六都市は戸數割を採用してゐないのである。従つて戸數割統計によつては大都會に於ける小額所得者の事情を明かにするを得ないのである。

第一、第二の缺陷は暫く置くとするも、第三の缺陷は之を除去する必要に迫られてゐる。蓋し小額所得者の問題は都會に於て一層切實に其の解決を迫られてゐるからである。故に都會に於ける小額所得者を研究する爲めには戸數割統計以外の他の資料による必要がある。

第三 大都會に於ける小額所得者

戸數割統計は寧ろ中小都會又は田舎に於ける小額所得者を研究するに好適の材料を提出するも

のである。大都會に於ける小額所得者を研究する爲めには、國稅營業收益稅統計とか道府縣稅營業稅統計とかの租稅統計によるか又は租稅統計以外の統計資料によらねばならない。

個人營業收益稅の統計によれば、物品販賣業・銀行業・無盡業・金錢貸付業・物品貸付業・製造業・運送業・倉庫業・請負業・印刷業・出版業・寫眞業・席貸業・旅人宿業・料理店業・周旋業・代理業・仲立業・問屋業を營むものについては、純益四百圓までの小額所得者まで掘り下げて調べる事が出来る。營業稅統計によれば、前述の十九種の營業については更に掘り下げて純益四百圓未満の小額所得者を明かにし得べく、又運河業・棧橋業・船舶碇繫場業・貨物陸揚場業・兩替業・湯屋業・理髮業・寄席業・遊技場業・遊覽所業・藝妓置屋業については高所得と小所得との何れを問はず凡ての金額の營業純益が判明する譯である。大都會の市民は主として商工業を營んでゐるから、此の意味に於ては個人營業收益稅の統計と營業稅の統計とは大都會に於ける小額所得者を示すのに適當してゐる。試みに營業純益階段別に個人營業收益稅の納稅者を分類すると、昭和六年度には次の結果を得る事が出来る。²⁾

假に所得稅の免稅點千二百圓を境として千二百圓超過の部分と千二百圓以下の部分とに二分すると——嚴密に云へば所得稅は所得千二百圓ならば課稅せられ千二百圓未満の時に始めて免稅せられる、又扶養家族控除・生命保險料控除の規定があるから所得稅の免稅點はもう少し高くなる筈である——高額營業所得者數(十四萬四千二百九十人)と少額營業所得者數(五十三萬八千四百十

2) 主稅局第五十八回統計年報書292—301頁

營業純益	營業人員
百二十二萬八千圓	1
七十萬圓	1
二十萬圓超過五十萬圓以下	3
十萬圓超過二十萬圓以下	12
七萬圓超過十萬圓以下	28
五萬圓超過七萬圓以下	73
四萬圓超過五萬圓以下	74
三萬圓超過四萬圓以下	141
二萬圓超過三萬圓以下	380
一萬五千圓超過二萬圓以下	566
一萬圓超過一萬五千圓以下	1,525
七千圓超過一萬圓以下	3,221
五千圓超過七千圓以下	5,656
三千圓超過五千圓以下	19,239
二千圓超過三千圓以下	32,238
千五百圓超過二千圓以下	38,932
千二百圓超過千五百圓以下	42,200
小計	144,290
千圓超過千二百圓以下	43,112
八百圓超過千圓以下	67,729
六百圓超過八百圓以下	108,945
四百圓以上六百圓以下	318,630
小計	538,416
合計	682,706

六人)とは一對四の割合を示す事となるのである。千二百圓から八百圓だけ掘り下げて此の結果を得たのであるから、營業税の統計に基き更に四百圓未滿に掘り下げて行くと小額所得者の事情を一層明かにする事が出来るのである。只、昭和六年度の現状を見るに、道府縣營業税にして純益課税主義を原則とせるものは十六(北海道・群馬・埼玉・神奈川・新潟・長野・岐阜・静岡・滋賀・京都・奈良・廣島・愛媛・福岡・佐賀・鹿兒島)に限られ、其他の三十一は各種の外形標準主義(物品販賣業について見るに、賣上金のみによるものとして岩手・茨城・栃木・山梨・愛知・三重・和歌山・岡山・山口・徳島・高知・長崎・大分・宮崎あり、収入金のみによるものに宮城・石川・大阪・香川・熊本あり、其他の府縣即ち青森・秋田・山形・福島・千葉・東京・富山・福井・兵庫・鳥取・島根・沖繩では収入金・従業者・賣上金・建物賃貸價格等を組み合はしてゐる)を採用してゐるから、全国的に四百圓未

免稅點以下の小額所得者

滿の小額所得者を調査する事は困難である。

かくの如く國稅營業收益稅統計と道府縣稅營業稅統計に基き大都會に於ける小額所得者の事情を一應考察する事が出来るのである。然し此種の統計では商工業者の商工業所得について研究する事が出来るが、「商工業者以外の人の受くる所得」又は「商工業者が商工業以外より受くる所得」については之を明かにし得ないのである。茲に租稅統計以外の資料を引用する必要がある。

第一は東京市統計課の試みたる所謂「免税點下者所得」である。³⁾ 東京市に於ける所得稅の免税點以下の小額所得者を昭和五年の現狀について調査する爲めに、東京市統計課は二つの方法を採用したのである。一つは集團調査であつて官公衙・工場・會社・銀行・大商店・交通業等の集團を通じて小額所得者の所得金額を調査したのである。第二は個人調査であつて、農業・水産業・鑛業・自由業・家事使用人・其の他の有業者・收入ある無業者等に關しては集團を通ずる事なく小額所得者に直接に接觸して其の所得を調査したのである。集團調査より得たるもの五分の四、個人調査より得たるもの五分の一、兩者を併せて千八百二人の小額所得者について研究する事が出来た。此の千八百二人の所得者を職業別に分類して先づ「一人平均所得額」を各職業につき求めたのである。次に「昭和五年國勢調査の結果による各職業別の有業者」より「稅務署の調査の結果による各職業別の所得稅納稅者」を控除したるものを「免税點以下の所得者數」としたのである。第三に、この「一人平均所得額」に「免税點以下の所得者數」を乗じて「所得金額」を得たのである。以下、各

3) 東京市役所、東京市民の所得調査

職業につき、「一人平均所得額」と「免税點以下の所得者數」と「所得金額」とを表示したのである。

職 業 別		一人平均所得額 (円)	免税點以下の所得者數	所得金額 (千円)
原始生産業		714	4,191	2,994
工 業	窯業、土石加工に従事する者	640	4,617	2,955
	金屬工業、機械器具製造、造船運搬用具製造に従事する者	794	46,975	37,276
	精巧工業に従事する者	695	10,484	7,284
	化學製品の製造に従事する者	606	4,630	2,805
	紡織工業に従事する者	472	18,341	8,660
	被服身裝品製造に従事する者	523	52,614	27,518
	紙工業、印刷に従事する者	684	41,406	28,308
	皮革、骨、羽毛品類製造に従事する者	543	3,495	1,896
	木竹草蔓類に関する製造に従事する者	652	30,168	19,655
	製鹽に従事する者	646	23	14,860
	飲食料品、嗜好品製造に従事する者	474	17,647	8,360
	土木建築に従事する者	665	42,474	28,251
	瓦斯電氣水道等に従事する者	921	6,044	5,565
	其の他の工業的職業	627	14,858	9,317
計	639	293,776	187,865	
商 業	商業的職業	519	231,756	120,286
	金融、保險に従事する者	764	4,612	3,523
	接客業に従事する者	349	94,299	32,945
	計	474	330,667	156,754
交通業	運輸に従事する者	780	50,904	39,731
	通信に従事する者	723	7,486	5,411
	計	773	58,440	45,142
公務自由業	官吏、公吏、雇傭員	778	17,979	13,996
	陸海軍現役軍人	955	460	439
	法務に従事する者	960	879	844
	教育に従事する者	1,011	4,835	4,886
	宗教家	692	3,992	2,765
	醫療に従事する者	566	17,577	9,951
	書記的職業	745	20,375	15,178
	記者、著述家、藝術家、遊藝家	628	12,800	8,035
	其他の自由業	783	3,096	2,425
	計	714	81,993	58,518
家事使用人		286	85,011	24,322
其他の有業者		410	26,521	10,870
収入に依る無業者		568	10,770	6,112
合 計		553	891,369	492,578

小額所得者と云つても職業により相當の差異を見受けるのである。一人平均所得額を見るに、

免税點以下の小額所得者

家事使用人(二百八十六圓)・接客業に従事する者(三百四十九圓)が最低に屬し、教育に従事する者(千十一圓)・法務に従事する者(九百六十圓)が最高の部分である。此の調査の結果として免稅點以下の小額所得者の所得總額が四億九千二百五十七萬圓となり、個人所得全體(八億千九百二十一萬圓)の六割に上る事となつてゐる。國民所得を研究するに當つても小額所得が如何に重要な地位を占めてゐるかは、明かであらう。

第二に京都府の發表した少額生活者に關する調査を舉げねばならない。本調査は京都府社會課の事業にかゝり、京都市部に於ける社會縮圖を作製し以て社會事業の基礎的資料を得んと目的に出でてゐる。昭和七年六月十日現在により京都市内在住の少額生活者につき全般的に社會調査を行つた結果であつて、實に九百六十九名の方面委員の援助を得たのである、下京區二千五百二十一世帯、上京區二千三百三十六世帯、伏見區九百四十六世帯、東山區七百八十世帯、左京區七百五世帯、中京區五百二十七世帯、右京區四百三十一世帯であつて合計八千四十六世帯となる。この世帯主八千四十六人の中で農業三百四十人(其中で農作百七十六人・日傭百十三人・山稼九人)、水産業一人、鑛業二十一人、工業四千三十一人(其中で賃織業七百八十九人、土木人夫五百五十九人、建築手傳三百三十人、履物業二百八十九人、友禪工二百二十九人、織物工場職工百四十人)、商業千二百五十四人(其の中で青物行商百人、紙屑仲買百五十五人、古物行商七十四人、生魚行商百二十九人)、交通業四百三十六人(其の中で仲仕百五十三人、人力車夫九十九人、馬力輓

三十人)、公務自由業二百十八人(其の中で巡禮四十一人、按摩六十七人、遊藝稼人二十四人)、家事使用人百九十四人(其の中で家事手傳百四人、小使五十五人、子守十六人)、其他の有業者五百九十三人(其の中で日稼四百十八人、小使五十五人、掃除夫十六人)、不詳四百八十人と云ふ職業別分譯を示してゐる。東京に於ける前述の調査が廣汎にわたれるに對し本調査は方面カード第二種に準ずる世帯(一ヶ月生活費四十五圓以下の世帯)と云ふ特定した小額所得者に限つてゐる缺點はあるが、京都市部に於ける京都府方面委員が各區聯合につき責任をもつて網羅的に調査した意味に於ては東京の調査に優つてゐる。各世帯の収入内容を見ると殆んど勤勞收入であつて救護金、仕送金、其他の收入ある世帯數は僅かに二千十四世帯即ち總世帯の四分の一に過ぎない。小額所得者の世帯數を勤勞收入の大小に應じて整理すると、次の表を得る事が出来る。

勤勞收入額	世帯數	世帯占割合(%) 總數にむ合
5圓未滿	359	4.46
5圓以上8圓未滿	594	7.38
8圓以上11圓未滿	581	7.22
11圓以上14圓未滿	435	5.40
14圓以上17圓未滿	960	11.93
17圓以上20圓未滿	889	11.05
20圓以上23圓未滿	644	8.00
23圓以上26圓未滿	981	12.19
26圓以上29圓未滿	374	4.65
29圓以上32圓未滿	753	9.26
32圓以上35圓未滿	307	3.82
35圓以上38圓未滿	264	3.28
38圓以上41圓未滿	218	2.70
41圓以上44圓未滿	79	0.98
44圓以上47圓未滿	77	0.93
47圓以上50圓未滿	14	0.17
50圓以上53圓未滿	8	0.10
53圓以上56圓未滿	4	0.05
56圓以上	13	0.16
不詳	9	0.11
合計	8,046	100.00

免稅點以下の小額所得者

京都市に於ける所得稅免稅點以下の小額所得者の總數は此等の數字よりも大なる數字を示してゐるのであるが、此等の數字により京都市に於ける小額所得者の事情を大體明かにする事が出来たのである。尙、京都市に於ける此の種の調査としては、京都市役所社會課の「貧困者に關する調査」と「京都市に於ける失業者生活狀態調査」とを擧げる事が出来るが、兩者何れも問題が餘りに限定せられてゐるから之を省略したのである。

大都會に於ける小額所得者の研究は、戸數割統計による事が出来ず、又國稅營業收益稅統計及び道府縣稅營業稅統計のみによる事が出来ず、従つて特別な統計的調査を必要とするのである。此の目的の爲めには、上述の東京市及び京都市の調査は有益なる試みであると云ふ事が出来る。

第四 小額所得者の課稅

以上の如く、我國に於ける小額所得者の事情を、中小都會については戸數割統計により、大都會については各種の資料により之を明かにしたのであつた。

小額所得なるものは、箇々の所得者につき觀察すれば其の金額が微々たるものであるが、所得者の數多きが故に全體として捕捉する時には國民所得の重要な部分を占め、かの高額所得を凌駕する勢を示すものである。故に國稅地方稅の租稅體系を立つるに當つても高額所得よりも寧ろ小額所得を如何に取扱ふかを注意せねばならぬ。これ恰も少數富豪の需要する贅澤品よりも寧ろ

大衆の購買する生活必需品が財界に大なる影響を興ふると同様である。所得税の免稅點以下の小額勤勞所得者は、大都會に於ては何等の直接税を負擔せざるに拘らず、其他の地方に於ては比較的重き戸數割を負擔してゐるのである。而して大都會と云はず其他の地方と云はず、間接消費税に至つては凡ての小額所得者が之を免れる事の出来ないものである。而も各人の負擔する租稅額を全體として考へる時には或一定額の所得を限度として、其の限度以上の所得者には累進が行はれるが、其の限度迄は所得が小額なればなる程重く租稅を負擔する事になり所謂「逆進」の状態を示すのである。⁵⁾要するに免稅點以上の高額所得者に對しては精細なる税法が可なり行届いて行はれてゐるに拘らず、免稅點以下の小額所得者の負擔に對しては想像と獨斷との範圍を出づる事少きの有様である。この免稅點以下の小額所得者の廣き分野こそ、單に財政問題としてのみならず社會問題として考究する必要がある。

免稅點下の小額所得者の範圍は法律の改正により物價の變動に伴ひ常に變動して止まないものである。かゝる小額所得に重く課する事は凡ての租稅原則の許さない所であるが、然し此等の所得を全然逸し去つて仕舞つては財政生活は成立し得ないのである。小額所得者の所得を適當なる方式に基き如何に捕捉すべきか、而して高額所得者と小額所得者との負擔の釣合を如何にして保つべきか。稅制整理の重心は正しく此點に存してゐるのである。

(内務省地方局の大村清一氏に負ふ所大である。謝意を表す)

免稅點以下の小額所得者

5) 内閣統計局：所得と消費稅負擔との關係
大内教授：所得と消費稅負擔との關係(日本統計學會年報第二年)
拙稿：企業と租稅負擔(本誌第三十七卷第四號)